

有料職業紹介事業における記録保存に関する規程

第一条（記録の作成および保存）

当社は、職業安定法および関係法令に基づき、有料職業紹介事業に関する以下の記録を作成し、適切に保存するものとする。

- 1 求職者に関する記録
- 2 求人者に関する記録
- 3 職業紹介の実施状況および結果に関する記録
- 4 手数料の徴収および返戻に関する記録
- 5 苦情および相談対応に関する記録
- 6 その他法令により保存が求められる記録

第二条（就職不成立時の取扱い）

求職者が就職に至らなかった場合、または職業紹介が不成立となった場合であっても、当該職業紹介に関する経過および結果については、前条に定める記録として作成し、保存するものとする。

第三条（保存期間）

前各条に定める記録の保存期間は、原則として当該職業紹介、求人または求職の終了日から起算して2年間とする。

第四条（保存期間の延長）

前条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には、法令遵守、監査対応、紛争対応その他正当な事業目的の範囲内において、保存期間を延長することができるものとする。

- 1 行政機関による指導、監査または調査への対応が必要な場合
- 2 苦情、紛争、訴訟等への対応が継続している場合
- 3 社内監査または内部統制上、保存が必要と判断される場合

第五条（保存期間満了後の取扱い）

保存期間が満了し、かつ前条に定める保存の必要性が認められない記録については、速やかに消去または廃棄するものとする。

ただし、個人を特定できない形に加工した統計資料等については、この限りではない。

第六条（保存方法および管理）

記録の保存は、紙媒体または電子媒体のいずれによるものとする。

当社は、個人情報保護法を遵守し、保存記録へのアクセス権限を適切に管理するとともに、不正閲覧、漏えい、改ざん等を防止するための安全管理措置を講じるものとする。

第七条（削除記録の管理）

記録の消去または廃棄を行った場合には、削除対象、削除年月日および削除方法を記録し、管理責任者がこれを確認するものとする。